

答申第297号
令和2年12月4日

岐阜市長 柴橋 正直 様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 池田紀子



アンケート調査のための住民基本台帳に登録されている
個人情報の利用目的以外の目的のための利用について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号。以下「条例」という。）
第10条第3項の規定に基づき、令和2年11月27日付け岐阜市行政第130号で諮問の
ありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 事案の概要

実施機関は、施策等の参考とするため市民に対してアンケート調査を実施する場合において、調査対象者の抽出及び調査票の送付のための個人情報の利用が利用目的以外の目的のための利用（以下「目的外利用」という。）であるときは、条例第10条第2項第5号の規定に該当するため、同条第3項の規定に基づき、その都度、岐阜市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問し、答申を受けた上で利用をしている。

このうち、住民基本台帳に登録されている個人情報のみの目的外利用については、利用する個人情報、その管理及び処分の方法等が定型的である場合が多く、目的外利用の審査における判断の余地が少ないと考えられる。

については、審議会の負担軽減及び目的外利用に係る手続の効率化を図る観点から、アンケート調査のための住民基本台帳に登録されている個人情報の目的外利用については、これに係る審議会の包括的な承認に基づいて行うことに関し、審議会の意見を伺うものである。

2 意見

適当なものと認める。